

『経済学史学会年報』『経済学史研究』全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権譲渡に関するお願い

会員・著者各位

経済学史学会は、1963年の創刊以来、学会誌『経済学史学会年報』、『経済学史研究』（以下本誌）を刊行してきました。46年の長きに渡り本誌を刊行できたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

このたび、本誌は平成21年度独立行政法人科学技術振興機構（JST）の電子アーカイブ対象選定委員会によって、創刊号以降の全雑誌が電子化されアーカイブされる対象誌として選定されました。また、2009年11月14日に開催されました幹事会においてこの事業を進めることが承認されました。この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することを言います。電子アーカイブ事業は、国内の学協会の学術雑誌の国際発信力を強化するとともに、日本の知的財産の保存を目的として行われ、JSTが紙媒体の雑誌を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開するものです。これにより、『経済学史学会年報』、『経済学史研究』が内外の研究者に一層広く知られるようになり、経済学史・経済思想史研究の成果の社会還元増進と経済学史学会の国内外の認知度の向上が期待されます。

本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権の本会への譲渡が必要とされます。本誌では、『経済学史研究』と名称が変わった2005年47-1号以降は投稿規定において著作権を学会がもつことを明記しており、論文などの著作権が本会に帰属することが定められています。しかしながら、投稿規定内に著作権規程を定める以前に掲載された論文などについては、著作権の譲渡が明確にされていない状態となっています。また、電子媒体での公開（公衆送信権）など著作権の範囲について言及していません。

そこで、2009年11月14日の幹事会における承認を経て、**2004年以前の本誌（『経済学史学会年報』）に掲載された著作物について、それらの著者に対して、著作権の一部（学術目的のために、著作物の一部または全部を複製し、公衆発信する**

権利、および、前記の権利を第三者に行使させる権利)を本会へ譲渡していただくことをお願いすることと致しました。本来、すべての著作権者に個別に譲渡の許諾をお願いすべきところですが、著者の数が膨大であり、また、連絡先が不明もしくは故人となられた著者も少なくないことから、現会員ならびに存命の退会者で住所が確認できる方に対しては、別便にて譲渡をお願い申し上げますが、それ以外の方々にはこのJSJET ホームページ上の会告(「著作権譲渡に関するお願い」)によりお願い申し上げる次第です。なお、著作権を譲渡していただいても、今後ご自分で著書などに収録される時にはご連絡いただければ全く問題はございません。また、本事業により何らかの収益が生じた場合には、学会の発展のために活用させていただきます。

万一、この件に関しまして承諾していただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2010年1月末までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。承諾していただけなかった場合にはアーカイブの対象とは致しません。お申し出のなかった著作物につきましては、ご承認いただいたものとして電子アーカイブ化の作業を進めさせていただきます。なお経済学史学会としては、このお知らせが、著作権者の方々の目に触れることを前提としていますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合もありえますので、期限以降におきましても当事者からのお申し出があれば、当該著作物の公開は可及的すみやかに中止いたします。

最後になりましたが、このアーカイブ化事業がJSTの2009年度事業であることから対象著作物の著作権譲渡の告知に十分な時間がとれていないことを深くお詫びいたします。事情をご理解いただき、よろしく御了解くださいますようお願い申し上げます。

2009年11月24日

経済学史学会代表幹事 服部 正治

連絡先: 〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学経済学部服部正治研究室
室内 経済学史学会 事務局 TEL 03-3985-2287 FAX 03-3985-4096/e-mail
hattorim@rikkyo.ac.jp